都市計画道路泥亀釜利谷線(寺前地区) 街路整備事業について

平成30年12月19日,12月22日 金沢区寺前町内会館



横浜市道路局建設課

説明次第

- 1) 事業の概要
- 2) 事業のスケジュール
- 3) 道路設計の考え方
- 4)用地取得、物件補償
- 5) 事業認可など

事務連絡

皆様から頂いた個人情報は、道路整備事業の 利用目的以外には一切使用しません。

1

1) 事業の概要

- ① 都市計画道路泥亀釜利谷線の概要
- ② 寺前地区の概要
- ③ 事業の目的

2

①泥亀釜利谷線の概要



■事業名:

都市計画道路泥亀釜利谷線(寺前地区) 街路整備事業

②寺前地区の概要

■認可期間:

平成30年11月27日(神奈川県公告) ~平成37年3月31日(予定) ■起点・終点:

寺前二丁目から寺前一丁目 (文庫小学校前交差点付近~旧国道16号分 岐部付近)

■規模:

延長530m、幅員15m



③事業の目的

I 通学路の安全確保及び車両通行の円滑化

当路線が整備されると、国道16号と金沢 臨海部のアクセスが向上するため、生活 道路への通過交通の流入が減少します。 また、歩道が確保されることにより、文庫 小学校への通学路の安全環境が格段に 改善します。



③事業の目的

Ⅱ 延焼遮断帯の形成

当路線の沿線は住宅が密集しており、地震火災時の延焼の危険性が高い地域として、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(平成26年3月)」で対象地域に位置づけています。

本事業により、延焼遮断帯が形成され、火災による被害の軽減が期待できます。





地震火災対策重点路線

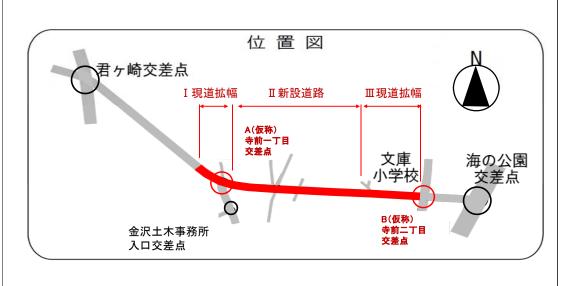
- ①六角橋線【神奈川区】
- ②汐見台平戸線【南区】
- ③泥亀釜利谷線【金沢区】

2) 事業のスケジュール

H30年6月 測量説明会 H30年11月 事業認可取得 中税務署との 道路設計•用地補償 H30年12月 説明会(今回) 事前協議 測量立入 (計画線の位置を現地に示す測量) 道路設計 交通量調査 道路設計 説明会 土地建物等の調査 関係機関 説明会 終了後 協議 用地取得等の協議及び契約 より順次 工事説明会(一定程度の用地取得完了後) 工事施工·供用開始

3) 道路設計の考え方

- ① 全体計画
- ② 交差点計画
- ③ 延焼遮断帯の形成





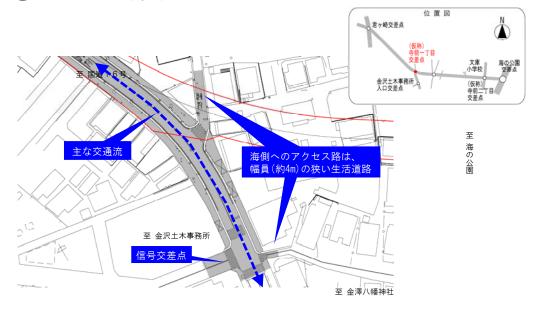


今後の関係機関との協議等によって変更となる場合があります。



今後の関係機関との協議等によって変更となる場合があります。

②交差点計画 (A(仮称)寺前一丁目交差点 (現況))



17

②交差点計画 (A(仮称)寺前一丁目交差点 (整備後))



②交差点計画 (B(仮称)寺前二丁目交差点(現況))



②交差点計画 (B(仮称)寺前二丁目交差点 (整備後))



※この図面は検討段階であり、 今後の関係機関との協議等によって変更となる場合があります。

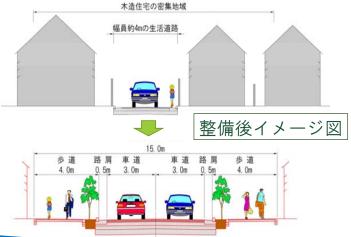
③延焼遮断帯の形成

延焼遮断帯の形成

地震火災対策重点路線率として、横浜市地震被害想定による延 焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道 と既設の都市計画道路の沿道の建築物について、建築物の不燃 化の促進を図り、延焼遮新帯を形成することで、大規模地震時に おける延焼被害の軽減を図ります。

※地震火災対策重点路線:六角橋線[神奈川区]、汐見台平戸線[南区]、 泥亀釜利谷線[金沢区]など





新設道路に、新たに水道管、消火栓を整備することにより、消火活動の効率がよくなります。 緊急車両が通行しやすくなります。 ③延焼遮断帯の形成



21

現況イメージ図

4) 用地取得•物件補償

- ① 用地補償の手順
- ② 用地補償の概要
- ③ 税法上の優遇措置

① 用地補償の手順

事業用地をご提供いただくまでの流れ

十地・建物等の調査依頼

土地・建物等の調査

土地価格の算定 建物等補償額の算定

補償額の提示、契約に向けての準備

契約の締結

所有権移転等登記

建物等補償金(前払)

土地代金の支払

建物等の移転完了

建物等補償金(後払)

25

①用地補償の手順

土地・建物などの調査

補償額を算定するために、土地の形状や、建物等の種類や数量、 権利関係などを調査させていただきます。

この場合、土地や建物等を所有されている方などに立会いを お願いいたします。

補償額の算定

前項の調査に基づき、事業用地の価額や建物等の移転費用など について、適正に補償額を算定いたします。

補償額の提示

事業用地や建物等を所有されている方などに個別に補償額を 提示し、説明させていただきます。

①用地補償の手順

契約の締結・登記の申請・建物等の移転・土地の引渡し

合意が得られますと、権利者の方と個別に契約を締結させていた だきます。お譲りいただく土地の分筆及び所有権移転登記について は、横浜市が行い、その費用も負担します。

なお、建物等につきましては、移転に要する所要の期間を考慮し て移転期限を設定し、期限までに事業用地内の建物等を解体・撤去 していただき、土地を横浜市に引き渡していただきます。

(借地・借家等をされている方も同様に移転期限までに移転して いただきます。)

補償金の支払い

土地代金は、事業用地の所有権移転登記完了後に全額を、建物 等の補償金は契約締結後8割相当額をお支払いし、建物等の移転 完了後に残額(2割相当額)をお支払いいたします。

②用地補償の概要

1土地に対する補償

- (1) 補償基準規程上、土地に対しては、正常な取引価格をもって 補償します。この取引価格は、事業用地の近隣にある状況の似 た土地の取引価格、地価公示法による公示価格や、土地価格形 成上の個別的な諸要素などを基に総合的に比較考量して決定し ます。(外部の不動産鑑定士の評価額を基にします。)
- (2) 土地の面積は実測により算出したものとなります。
- (3) 借地権が設定されている場合には、土地を所有されている 方と借地されている方の話し合いで、それぞれの権利割合を 決めていただき、その割合に応じて個別に横浜市と契約して

29

いただきます。

②用地補償の概要

2 建物等に対する補償

事業用地の上に建物等があるときは、建物等は事業用地の外へ 移転していただくことになります。これに伴う移転費用につきま しては、「通常生じる損失」として補償いたします。主な補償項 目は次の通りです。

(1)建物移転補償

土地と建物の位置関係、建物の構造、用途その他の諸条件を 考慮して、通常妥当 と思われる移転方法を決定し、当該建物の 経過年数に応じた再築費用を補償します。

(2)工作物補償

看板や塀などの工作物については、移設又は経過年数に応じた 再築費用を補償します。

(3)立竹木補償

庭木等については、移植又は伐採の費用について補償します。

②用地補償の概要

2建物等に対する補償

(4) 動産移転補償

建物を移転する場合に、家財道具や商品等の動産を移転する ための費用について補償します。

(5) 営業補償

店舗や工場等を移転することにより、販売や製造を一時休業 する必要があると認められる場合には、休業をすることによっ て通常生ずる収益減(個人営業の場合は所得減)などについて 補償します。

賃貸している建物を移転することにより、移転期間中の賃貸料を得ることができないと認められる場合は、通常生ずる家 **賃の減収相当額を補償します。**

②用地補償の概要

2建物に対する補償

(7)借家人補償

移転する建物に借家等されている方で、移転後引き続き借りる ことが困難な場合には、現在の面積と同程度の部屋等を借りるた めに生じる現在家賃との差額に対する補償などを行います。

(8) 仮住居補償

移転する建物に現に居住されている方で、建物の移転期間中、 仮住まいが必要な場合には、仮住まいに通常要する費用を補償 します。

(9) 移転雑費補償

建物などの移転に伴う移転先の選定や、法令上の手続きに必要 な通常要する費用などを補償します。

③税法上の優遇

1 事業用地を譲渡していただいた場合

公共事業にご協力いただきますと租税特別措置法に基づく税法上の優遇措置を受けることができます。

次のア、イどちらか一方の特例(優遇措置)を受けることができます。

ア 5.000万円控除の特例

- (ア) 横浜市が皆様に最初に買取り等の申出をした日から6か月以内に資産を譲渡していただいた場合、その譲渡所得に対して「5,000万円の特別控除」の適用を受けることができます。
- (イ) 同一事業について2以上の年にまたがって譲渡が行われた場合は、最初の年に譲渡をした資産に限り、この特例が受けられます。
- (ウ) 同一事業でも異なる事業でも、同一年内の資産の譲渡は、合計して5,000万円が限度となります。

イ 課税繰延べの特例

譲渡した資産に対する補償金で、原則として、代替資産を契約日から2年以内に 取得した場合は、代替資産の取得価額の相当分について「代替資産を取得した場 合の課税の特例」(課税の繰延べ)の適用を受けることができます。

③税法上の優遇

2 代替地を譲渡していただいた場合

横浜市に事業用地を譲渡していただく方に対して代替地として土地を提供していただきますと、代替地を提供していただく方は「1,500万円の特別 控除」の適用を受けることができます。

この場合、横浜市に事業用地を譲渡していただく方、代替地を提供していただく方、横浜市の三者で一括契約をしていただきます。

3 その他

※1 譲渡していただく事業用地、あるいは提供していただく代替地が、棚卸資産(商品)に該当する場合には、これらの税法上の優遇措置は受けられません。

※2 優遇措置については、適用条件が個々に異なりますので、詳しくは所轄の 税務署にお問い合わせください。

※3 代替資産を取得しますと不動産取得税が原則課税されますが、軽減される 場合がありますので、詳しくは所轄の県税事務所にお問い合わせください。

5) 事業認可など

- ① 事業認可のお知らせ
- ② 事業認可による都市計画法の適用

①事業認可のお知らせ

平成30年11月27日付け神奈川県告示第510号で都市計画事業認可 を受けました。

- 1 施行者の名称 横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 横浜国際港都建設道路事業 3·5·3号 泥亀釜利谷線(寺前地区)
- 3 事業施行期間 平成30年11月27日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - ア 収用の部分 横浜市金沢区寺前一丁目、二丁目地内
 - イ 使用の部分

37

①事業認可のお知らせ

- ●図書の縦覧場所
- ・ 建築局企画部都市計画課 中区相生町3-56-1 JNビル14階
- 道路局建設部建設課 中区港町2-6 横浜関内ビル6階
- ●図書の縦覧時間 8時45分から12時・13時から17時15分 土・日曜・祝日及び年末年始は 縦覧できません
- ●事業認可周知看板の設置(1月中)

②事業認可による都市計画法の適用

● 建築等の制限(都市計画法第65条) 事業地内で土地の形質変更、建築物の建築や 工作物の建設等を行おうとするときは、 横浜市長(申請先・横浜市建築局企画部都市計画)

横浜市長(申請先:横浜市建築局企画部都市計画課)の許可が必要となります。

 土地建物等の売買の届出(都市計画法第67条) 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、施行者(届出先:道路局建設課)への届出が必要となります。

②事業認可による都市計画法の適用

- 土地の買取請求(都市計画法第68条) 事業地内の土地で収用の手続きが保留されたものの 所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取る よう請求できます。
- 土地の収用法の適用(都市計画法第70条) 事業認可と同時に、事業地内には土地収用法が適用 されます。
- 罰則(都市計画法第95条) 規定に違反したり、虚偽の届出を行った場合は、都市 計画法の規定により罰則が適用されることがあります。

(問い合わせ先)

横浜市道路局建設部建設課

- ●道路設計の概要について 担当 青木・中島 TEL 045-671-2739
- ●用地取得、物件補償について担当 伊藤・保木・中谷・岡本TEL 045-671-3639